

さんきょう教育ローンプライム

令和6年1月16日現在適用中

商品名	さんきょう教育ローンプライム
項目	内 容
ご利用いただける方	<p>ご利用いただける方は、次のすべての条件に該当する者となります。</p> <p>①当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ②(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方 ③申込時年齢が満20歳以上である者 ④安定継続した収入がある者 ⑤日本国籍を有する者または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者であること ⑥信用上問題がない者(※) ⑦意思無能力者に該当しない者 ⑧反社会的勢力に該当しない者</p> <p>※次の事実が判明している者は、対象外とします。 ・仮差押・差押を受けた者、競売の開始決定があった者、または破産・再生手続開始の申立があった者 ・租税公課を滞納して督促を受けた者、または保全差押を受けた者 ・支払いを停止した者 ・手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった者 ・延滞債務のある者 ・著しく信用を失墜した者</p> <p>次のいずれかを満たす者 (1)申込日時または貸付実行日時において、当庫の対象ローンが次のいずれかの条件を満たす者 a 対象ローン すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン 条 件 利用状況が次のいずれかに該当する・貸付実行日から6ヵ月以上経過・完済して3年以内 b 対象ローン すべての基金保証付カードローン※学資ローン当貸、教育カード当貸および新教育カードローンは含まない。 条 件 次のいずれかに該当する・契約中・新規契約する(教育プランプライムの貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)</p>
お使いみち	<p>申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 ①および②は、申込日時時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ①就学する学校等への納付金(最長1年分) ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの ※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滞り止め受験で合格した学校等への入学金を含む ②就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内) ※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等 ③申込人が①または②を用途として当庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※基金保証付の教育カードローンおよび新教育カードローンは除く</p>
ご融資金額	1,000万円以内
ご利用期間	3ヵ月以上16年以内
ご融資方法	証書貸付
ご返済方法	毎月元金均等・元利均等割賦返済(元金返済据置期間は卒業予定月まで) ※保証金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額(ボーナス)返済併用も可
保証人・担保	(一社)しんきん保証基金が保証しますので必要ありません
お支払方法	購入先等に当庫本支店よりご利用者のお名前でお振込みしていただきます ※保証金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは振込しなくても可 (当庫の判断によります)
保証料	(一社)しんきん保証基金所定の保証料を毎月の返済日にお支払いいただきます なお保証料は毎月のご返済金に含まれます
苦情処理措置、紛争解決措置	<p>□苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相談センター(0120-088-918、受付時間9:00~17:00)にお申し出ください。</p> <p>□紛争解決措置 東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談センターまたは全国しんきん相談所(03-3517-5825)、受付時間9:00~17:00)にお申し出下さい。 また、お客様から上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>

その他	<p>(一社)しんきん保証基金の共通保証基準のほか、次の書類</p> <ul style="list-style-type: none">・上記(1)の確認資料(上記(1)aに該当する場合は入力確認票、電算機打出帳票等) <p>※上記(1)bに該当する場合、年収確認書類(写)は徴求不要</p> <ul style="list-style-type: none">・付帯費用の資金使途確認書類は、パンフレット・当庫による聴取メモも可 <p>※付帯費用のみの申込みの場合は、このほかに就学確認書類(合格通知、在学証明書、学生証、納付金の領収書・領収印のある振込用紙等)</p>
-----	---